

本日貴下ヨリノ御電報謹シテ落手仕候右御電  
 報ノ文言者五月廿四日ノ余カ電報ノ御答トシ  
 テ吉田或ハワイルレムスヨリノ電報返書ヲ受ク  
 可キ様取計可申日本領事ニ問合セ電報返書取  
 立可中トノ事ニ御座候付則御取圖ニ任セ日本  
 副領事富田氏ニ面會致シ候処同人ヨリ貴翰ハ  
 封候而吉田氏ニ差送り吉田及ヒワイルレムスノ  
 両氏ハ七月十六日サンフランシスコヨリ日本  
 ニ向ヒ出立相成候様兼尺致候其後私共ヨリ海  
 底電信線ヲ以テ吉田者貴翰落手シワイルレムス



ト共ニ十六日サンフランシスコヨリ出帆致候  
ト申旨ヲ貴下宛御報告申上候富田氏ハ貴翰中  
ノ文言兼知不被致候ニ付其餘ノ事ハ私共ニ御  
告知被下候儀相成兼候又貴下此書状御落手相  
成候前最早吉田氏ト御面會相成候儀ト被存候  
千八百七十三年七月廿四日新育ニテ

日本政府會計御用達

ジョージ・オプダイク 社中

日本東京

大藏省事務総裁

大隈閣下

追テ電報ノ費用金ニテ六十弗七十五セント相  
掛申候

10  
11  
12  
13  
14